

第三次中長期経営計画

(令和4年度～12年度)

令和4年3月

社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団

目次

| | |
|---|----|
| はじめに..... | 1 |
| 理念及び経営方針..... | 2 |
| 盛岡市社会福祉事業団職員倫理綱領..... | 3 |
| 第1 計画の策定に当たり..... | 4 |
| 1 計画の趣旨..... | 4 |
| 2 事業団のこれまでの取組み..... | 4 |
| 3 事業団を取り巻く外部環境の変化..... | 6 |
| (1) 「46通知」の見直し..... | 6 |
| (2) 社会福祉法人制度改革..... | 6 |
| (3) 指定管理者制度..... | 7 |
| (4) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画..... | 7 |
| (5) その他の外部環境..... | 8 |
| 4 第一次中長期計画, 中期(平成23年度~25年度)の検証..... | 14 |
| 5 第二次中長期経営計画の検証..... | 14 |
| (1) 前期(平成26年度~30年度)..... | 14 |
| (2) 後期(平成31年度/令和元年度~3年度)..... | 15 |
| 第2 第三次中長期経営計画の策定方針..... | 19 |
| 第3 法人の主な取組み..... | 20 |
| 1 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供..... | 20 |
| 2 地域福祉の増進..... | 20 |
| 3 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり..... | 20 |
| 4 社会からの信頼を得られる安定した経営..... | 21 |
| 5 財務計画..... | 22 |
| 第4 自主経営施設の主な取組み..... | 24 |
| 1 児童発達支援センター 盛岡ひまわり学園..... | 24 |
| 2 児童発達支援事業所 いるか教室・いるか教室つしだ..... | 26 |
| 3 放課後等デイサービス事業所 いるかデイ中屋敷・いるかデイ東見前..... | 28 |
| 4 重症心身障害児・者多機能型事業所 いるかデイ仙北..... | 30 |
| 5 多機能型事業所 盛岡地域福祉センター..... | 32 |
| 6 共同生活援助事業所・短期入所事業所 しらたきの里..... | 34 |
| 7 指定特定・障害児相談支援事業所 もりおか障害者自立支援プラザ..... | 36 |
| 8 保育所 津志田つばさ園..... | 38 |
| 9 保育所 ながい保育園..... | 40 |
| 第5 指定管理者制度による施設の主な取組み..... | 42 |
| 1 指定障害福祉サービス事業所(多機能型施設) 盛岡市立しらたき工房..... | 42 |
| 2 母子生活支援施設 盛岡市立かつら荘..... | 44 |
| 3 軽費老人ホーム 盛岡市立けやき荘..... | 46 |
| 4 地域センター(老人福祉センター, 児童館・児童センター, 地区活動・地域交流活性化センター, 老人憩いの家, 世代交流センター)..... | 48 |
| 第6 施設・事業所関係図..... | 50 |

はじめに

今、社会は大きな転換期を迎えています。

2040年問題とも称される超少子高齢・人口減少社会の到来などにより、地域の生活課題が更に多様化・複雑化していくことが予想されます。

このような中、我々社会福祉法人に求められる使命は、地域のセーフティネットを構成する重要な社会資源として、地域に根差した事業を実践し、質の高いサービスを提供していくことで、地域に暮らす人々へ安心感をもたらすことにあると考えています。

盛岡市社会福祉事業団は、

昭和49年設立以来、およそ半世紀もの間、

盛岡市における福祉の中核的な役割を果たす法人として、

地域に根差した福祉サービスを提供してまいりました。

これからも地域の福祉を維持、向上していくため、激変する社会環境に適応し、

信頼され、そして今後も「選ばれる」社会福祉法人であり続けていけるよう、

現状の課題を改めて再認識し、自らの将来あるべき姿を描いたうえで、

ここに「第三次中長期経営計画」を策定し、

今後9年間の具体的な取組みをまとめました。

令和4年春、当事業団は設立当初の理念を胸に、

新たな経営理念と経営方針を掲げ、進んでいくこととしました。

利用者、そして職員をはじめ、全ての人が笑顔で喜びを感じながら、

希望を持って健康で幸せな生活を送ることができるよう、

地域の方々、行政、関係団体の皆さまと共に手を携えながら、

役職員一丸となって取り組んでまいります。



「喜び」と「希望」と「幸せ」を

社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団

理事長 **菊地 昭夫**

設立の理念

盛岡市社会福祉事業団は、盛岡市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、もって市民福祉の向上と増進に寄与する。

経営理念

よろこび きぼう しあわせ
「喜び」と「希望」と「幸せ」を

盛岡市社会福祉事業団は、利用者が笑顔で喜びを感じながら、希望を持って健康で幸せな生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりの人権を尊重し、個人としての尊厳を大切にして、真心を込めた支援に努めるとともに、関係団体等と連携を図りながら地域共生社会の実現に貢献します。

経営方針

- 1 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供
利用者の人格と個性を尊重し、信頼関係を築きながら、利用者主体の質の高い福祉サービスを提供するとともに、安全・安心な施設運営に努めます。
- 2 地域福祉の増進
培った福祉の専門性を地域に還元するとともに、地域に愛され、信頼される施設運営を行い、関係団体等と連携を図りながら、地域活動への支援等地域福祉の増進に努めます。
- 3 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり
職員一人ひとりの技能に磨きをかけて資質の向上を図り、利用者に寄り添い共に歩むことができる人間性豊かな人材を育成するとともに、働きがいのある、風通しの良い職場づくりに努めます。
- 4 社会からの信頼を得られる安定した経営
経営状況と社会の動向を常に把握し、事務事業の改革改善に取り組みながら、効率的な運営と情報公開を行うことにより、透明性があり、社会からの信頼を得られる安定した経営に努めます。

盛岡市社会福祉事業団職員倫理綱領

第1 個人の尊重

私たちは、利用者に対し、いかなる理由による差別も行わず、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重します。

第2 自己決定の尊重

私たちは、利用者の支援に当たり、一人ひとりの個性を大切に、利用者自らが選択、決定したことを尊重します。

第3 プライバシーの保護

私たちは、利用者一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人情報についてはその秘密を守ります。

第4 情報の提供

私たちは、広く地域住民や利用者に必要な福祉サービスに関する情報を提供するとともに、その情報を得る機会を保障します。

第5 専門的福祉サービスの提供

私たちは、利用者のニーズを的確に把握し、専門的福祉サービスの提供とその質の向上に努めます。

第6 効率的サービスの提供

私たちは、常に経営の視点を持ち、サービス向上のための業務を点検・改善し効率的サービスの提供に努めます。

第7 福祉サービスの評価

私たちは、自ら提供する福祉サービスの質の自己評価その他の措置を講ずることにより質の確保・向上に努めます。

第8 意見・苦情の適切な解決

私たちは、福祉サービスに関する意見・苦情を自由に申し出ることができる環境を整え、その解決が図られるよう努めます。

第9 職員の資質の向上

私たちは、福祉の専門職として、サービス向上のため日々知識や技術の修得に励み、コンプライアンス（法令遵守）の徹底、ハラスメント（嫌がらせ）の防止及びワークライフマネジメント（仕事と生活の主体的な管理）の推進を図りながら、資質の向上に努めます。

第10 地域福祉の向上

私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域から信頼され、地域に開かれた専門職集団として、関係機関・団体との密接な連携の下に地域福祉の向上に努めます。

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 第三次中長期経営計画

第1 計画の策定に当たり

1 計画の趣旨

盛岡市社会福祉事業団は、「46通知」の見直し、「指定管理者制度」の導入、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」の推進など、急速に変化する社会の流れに対応した経営力の強化と個々の利用者のニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供を行うため、これまで次のとおり中長期経営計画を策定し、取り組んできたところです。

- ・第一次中長期計画（平成23年度～30年度）
- ・第二次中長期経営計画（平成26年度～35年度）
- ・第二次中長期経営計画（平成26年度～35年度）【改定版】

令和3年度において、第二次中長期経営計画【改定版】の計画期間が残り2年となったことから、これまでの取組みを検証するとともに、法人と各施設の経営について求められている水準への達成度を再点検し、課題を明確にした上で将来あるべき姿を描くため、新たに「第三次中長期経営計画」を策定しようとするものです。

2 事業団のこれまでの取組み

- 昭和49年 3月 盛岡市社会福祉事業団設立
4月 事務局を盛岡市内丸12番2号に置く「けやき荘」、「しらたき学園」受託経営
7月 「ひまわり学園」受託経営
- 昭和53年 4月 盛岡市「地域センター運営管理要綱等について」の通知により地域福祉推進の活動拠点として児童センター、老人福祉センター受託経営
- 昭和55年 4月 「身体障害者福祉センター」受託経営
6月 事務局を盛岡市若園町2番18号、盛岡市若園町分庁舎内に移転
- 昭和59年 9月 事業団創立10周年記念式典を盛岡市総合福祉センターで開催
- 昭和60年 4月 「ひまわり学園」園舎が改築され、定員50名に増員
- 平成3年 2月 「仙北老人デイサービスセンター」受託経営
- 平成6年 4月 「地域福祉センター」受託経営
11月 事業団創立20周年記念式典を南部会館サザンパレスで開催
- 平成7年 5月 事務局を盛岡市若園町2番2号、盛岡市総合福祉センター内に移転
- 平成16年 4月 「しらたき学園」園舎が移転新築され、施設名を「しらたき工房」に改

め定員 50 名に増員。「デイサービスセンターしらたき」定員 20 名の受託
経営

- 1 1 月 事業団創立 30 周年記念式典を盛岡市総合福祉センターで開催
- 平成 1 8 年 4 月 指定管理者制度導入，第一期指定管理 83 施設管理
「仙北老人デイサービスセンター」及び「地域福祉センター」通所介護
事業移管
- 平成 2 1 年 4 月 第二期指定管理 84 施設 2 分室管理
- 平成 2 2 年 4 月 図書館窓口業務受託
- 平成 2 3 年 2 月 中長期計画策定
6 月 「いるか教室」事業開始
- 平成 2 4 年 1 2 月 事業団立保育所「津志田つばさ園」開園
- 平成 2 5 年 2 月 「いるか教室つしだ」事業開始
- 平成 2 6 年 4 月 第三期指定管理 85 施設 2 分室管理
「いるかデイ中屋敷」事業開始
8 月 第二次中長期経営計画策定
1 0 月 「いるかデイ三本柳」事業開始
1 2 月 「いるかデイ仙北」事業開始
- 平成 2 8 年 4 月 「もりおか障害者自立支援プラザ」事業開始
「津志田つばさ園」定員を 100 名に増員
1 2 月 「いるかデイ三本柳」を東見前地区へ移転し、「いるかデイ東見前」に
名称変更
- 平成 2 9 年 4 月 評議員会設置
9 月 「しらたきの里」事業開始
- 平成 3 0 年 4 月 「永井保育園」移管・事業開始
- 平成 3 1 年 2 月 第二次中長期経営計画【改定版】策定
- 令和 元年 4 月 永井保育園の名称を「ながい保育園」と表記変更並びに定員を 100 名
に増員し，病児保育事業を開始
第四期指定管理 87 施設 1 分室管理
- 令和 2 年 4 月 盛岡市こども発達相談所「ひまわり」を受託
- 令和 3 年 3 月 盛岡市立身体障害者福祉センターを盛岡市の機能移転計画に伴い閉館
4 月 「盛岡市立ひまわり学園」及び「盛岡市立地域福祉センター」を盛岡市
から施設移譲，「盛岡ひまわり学園」「盛岡地域福祉センター」と名称変
更

3 事業団を取り巻く外部環境の変化

(1) 「46通知」の見直し

平成14年8月に「社会福祉法人等の設立及び運営の基準について（昭和46年7月16日社庶第121号）（以下「46通知」）」の取扱いが見直されました。「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行、利用者本位の制度を確立すること等を目的とする社会福祉基礎構造改革が進められるなど、事業団を巡る社会経済情勢は大きく変化し、福祉分野においても、利用者の選択の拡大を図るとともに、サービスの質の向上と効率化を図る観点から、積極的に規制改革や地方分権を推進することが求められ、その事情は、公設施設の経営の在り方についても同様とされました。

事業団の在り方については、「46通知」の基準に定める個々の項目について創意工夫を生かした対応を可能とするとともに、地域における社会福祉事業の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであり、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取り組みを行うことが求められ、設立根拠となる通知の取扱いが、義務付けるものではなく技術的助言とされました。

その後、平成28年11月に「46通知」が一部改正され、基準に定める個々の項目について所要の改正が行われるとともに、平成14年8月「46通知」の取扱いの見直し通知が廃止されましたが、一部改正後の「46通知」も、義務付けるものではなく技術的助言とされました。

(2) 社会福祉法人制度改革

今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は、重要なものとなっています。

改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていませんでした。

平成18年の公益法人制度改革においては、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人について新たな機関設計が導入され、役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度の導入といったガバナンスを強化する措置が講じられています。

このため、社会福祉法人についても、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化

を図ることを目的に、平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取り組み」をポイントに社会福祉法人制度の見直しが行われました。

今後とも社会福祉法人が優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、あらゆる生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に即応することで、地域に暮らす方々に期待されている役割を十分に果たしていくためには、一般の制度見直しを真摯に受け止め、これを生かしていかなければなりません。

当事業団は、一般の制度見直しを契機として、その非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取り組み、質の高い人材の確保・育成に一層積極的に取り組む必要があります。そして、社会福祉の主たる担い手として、市民から負託された社会福祉事業の一層質の高い経営と複雑多様化する社会問題等を背景に、制度の狭間にある方々に対する積極的な取り組みにより、地域福祉の担い手として盛岡市と一体となって社会福祉事業の推進を図るとともに、事業団の特長、自主性、創造力を最大限に発揮し、市民福祉の向上と増進に寄与していくものです。

(3) 指定管理者制度

平成 15 年、地方自治法が改正され、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されました。盛岡市が設置した福祉施設等の管理運営は、盛岡市と当事業団の「業務委託」から、5 年毎（新規は 3 年）に原則公募で選ばれる制度が、平成 18 年度から導入されました。

昭和 53 年の地域センター構想以来、地域福祉・コミュニティ活動の拠点の役割を地域住民と協働で推進する取り組みを長年にわたり実践してきたことは、指定管理者制度の下、地域福祉推進会事務局を設置している地域センターが非公募とされている「盛岡方式」の考え方が現在も続いているものと考えられます。

(4) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画

盛岡市では、厳しい財政状況の中、少子高齢・人口減少時代の本格的到来に備え、平成 21 年度に「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」を策定し、施設の維持管理の更なる効率化や老朽化した施設の更新費用の低減・平準化を進めるために「公共施設アセットマネジメントの推進」を掲げ、施設保有の最適化や限られた財源での保全の仕組みなど、財政状況を考慮した施設の維持管理について、分野や会計ごとに取り組むため、平成 25 年 6 月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」が策定されました。

この基本方針に基づき、平成 26 年 12 月に向こう 20 年間に施設保有の最適化や長寿

命化が必要となる施設を可視化するとともに、施設用途ごとの具体的な取組みの方向性を定める基本計画「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」が策定されました。この長期計画の中で、老人福祉センターは、各コミュニティ地区内の類似施設との集約化、児童館・児童センターは、小学校等への機能移転、民間事業者などによりサービスの提供が行われている障がい者福祉施設については、民営化などの運営主体の見直しを進める等の方向性が示されました。

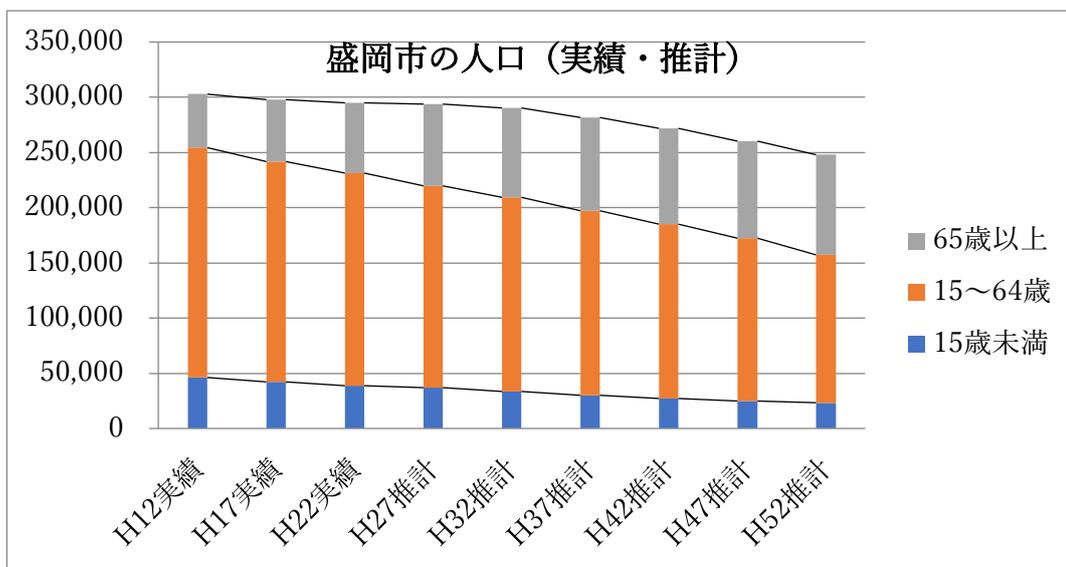
平成 28 年 3 月には、具体的な個別施設計画である概ね向こう 10 年間の「中期計画」が策定され、具体の方向性やスケジュールが示されました。更に平成 30 年 3 月には、向こう 3 年間の「実施計画」が策定され、民間譲渡や大規模改修等が進められ、当事業団の設立根拠となる盛岡市立福祉施設の在り方が大きく変わりました。

(5) その他の外部環境

社会福祉法人としての継続性を担保し、将来に渡り安定的な経営を行っていくためには、社会の動向や外部の環境変化に対して常に適応していく必要があります。今回、第三次中長期経営計画を策定するに当たり、運営事業に関連する特に重要な外部環境の変化について以下のとおりまとめます。

ア 盛岡市の人口動態等

当法人の主要な事業実施区域である盛岡市の総人口は、減少傾向にあり、総人口に占める 65 歳以上の高齢者数、割合ともに増加していく一方で、15～64 歳の生産年齢人口及び 15 歳未満の人口数は、減少していく見込みです。



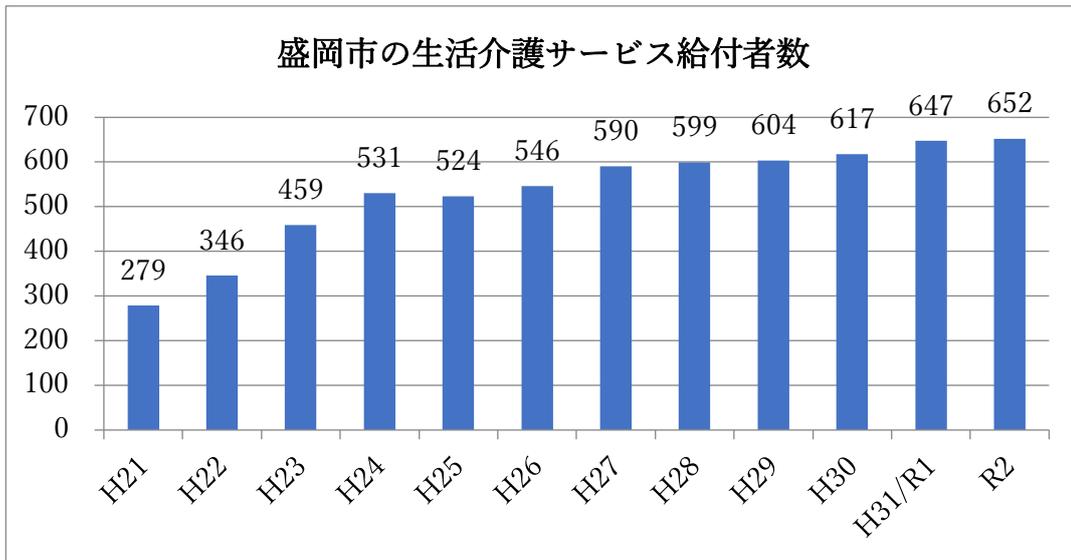
| | H12実績 | H17実績 | H22実績 | H27推計 | H32推計 | H37推計 | H42推計 | H47推計 | H52推計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 302,857 | 300,746 | 298,348 | 297,631 | 290,455 | 281,820 | 271,739 | 260,458 | 247,898 |
| 男 | 145,349 | 143,793 | 141,566 | 141,089 | 136,755 | 132,236 | 127,083 | 121,377 | 115,157 |
| 女 | 157,508 | 156,953 | 156,782 | 156,542 | 153,700 | 149,584 | 144,656 | 139,081 | 132,741 |
| 15歳未満 | 46,159 | 41,928 | 38,771 | 36,828 | 33,532 | 29,944 | 27,113 | 25,120 | 23,339 |
| 15～64歳 | 208,171 | 199,632 | 192,664 | 182,979 | 176,092 | 167,437 | 157,827 | 147,173 | 133,874 |
| 65歳以上 | 48,469 | 56,177 | 63,721 | 73,729 | 80,831 | 84,439 | 86,799 | 88,165 | 90,685 |

(数値：「盛岡市人口ビジョン（平成27年10月 盛岡市）」より引用)

イ 障がい福祉事業関係

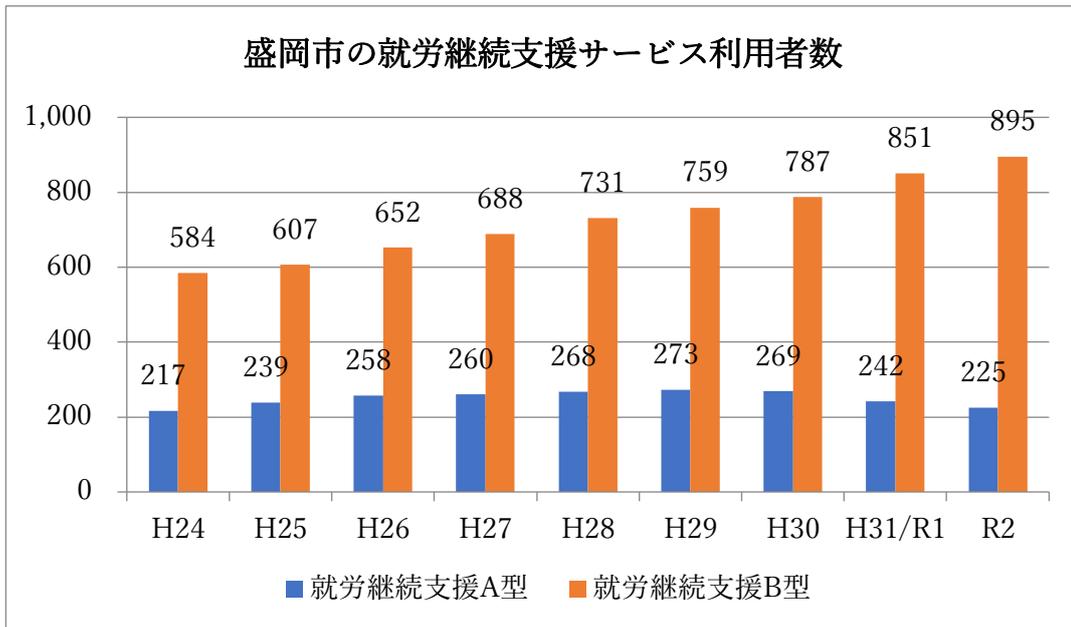
(ア) 盛岡市における生活介護事業の総利用者数について、下表及びグラフのとおり利用者数が増加傾向にあります。

| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|--------|------|
| 介護給付費利用者 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31/R1 | R2 |
| 居宅介護 | 216 | 235 | 289 | 296 | 280 | 354 | 361 | 371 | 396 | 416 | 436 | 467 |
| 重度訪問介護 | | 20 | 21 | 23 | 17 | 17 | 17 | 22 | 19 | 20 | 21 | 21 |
| 行動援護 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 同行援護 | | | 3 | 9 | 10 | 18 | 18 | 20 | 23 | 25 | 37 | 43 |
| 短期入所 | 120 | 126 | 137 | 122 | 145 | 127 | 125 | 132 | 137 | 166 | 182 | 156 |
| 療養介護 | 7 | 6 | 4 | 49 | 49 | 49 | 48 | 48 | 50 | 51 | 59 | 70 |
| 生活介護 | 279 | 346 | 459 | 531 | 524 | 546 | 590 | 599 | 604 | 617 | 647 | 652 |
| 児童デイサービス(特例) | | | 1 | 11 | | | | | | | | |
| 共同生活介護 | 138 | 148 | 160 | 168 | 174 | 176 | - | - | | | | |
| 施設入所支援 | 95 | 152 | 230 | 275 | 258 | 248 | 252 | 253 | 247 | 256 | 261 | 260 |
| 旧法施設支援(身体) | 106 | 88 | 38 | 3 | | | | | | | | |
| 旧法施設支援(知的) | 152 | 124 | 107 | 41 | | | | | | | | |
| 特別給付費(介護給付分) | 353 | 364 | 371 | 443 | 432 | - | - | - | | | | |
| 計画相談支援 | 2 | 4 | | 4 | 80 | 153 | 1,595 | 1,886 | 2,060 | 366 | 452 | 557 |
| 地域移行支援 | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 高額障害福祉サービス費 | | | | - | - | - | - | - | | | | |
| 療養介護医療費 | | | | 49 | 49 | 49 | 48 | 48 | 50 | 51 | 69 | 72 |
| 新体系定着支援事業 | | | | | - | | | | | | | |
| 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援 | | | | | | | | | 4 | 7 | 5 | 3 |



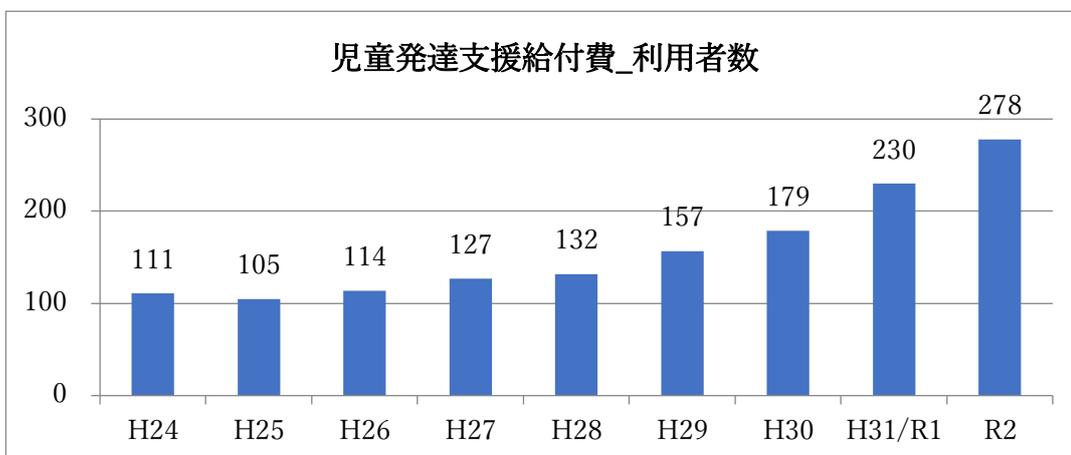
- 盛岡市における就労継続支援事業の利用者数について、下表及びグラフのとおり就労継続支援 B 型事業の利用者数が増加を続けている一方で、就労継続支援 A 型の利用者が減少していることがわかります。また、共同生活援助事業についても下表のとおり利用者数が増加傾向にあります。

| 訓練等給付 利用者 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31/R1 | R2 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 共同生活援助 | 128 | 139 | 136 | 138 | 115 | 310 | 340 | 347 | 365 | 372 | 380 | 393 |
| 宿泊型自立訓練 | | | | 9 | 7 | 2 | 4 | 4 | 3 | 4 | 5 | 3 |
| 自立生活援助 | | | | | | | | | | | | 2 |
| 自立訓練(機能訓練) | 8 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 自立訓練(生活訓練) | 54 | 54 | 48 | 46 | 36 | 31 | 16 | 11 | 22 | 24 | 22 | 18 |
| 就労移行支援 | 49 | 71 | 53 | 73 | 57 | 74 | 81 | 88 | 96 | 90 | 95 | 89 |
| 就労継続支援A型 | 42 | 108 | 172 | 217 | 239 | 258 | 260 | 268 | 273 | 269 | 242 | 225 |
| 就労継続支援B型 | 418 | 520 | 553 | 584 | 607 | 652 | 688 | 731 | 759 | 787 | 851 | 895 |
| 就労定着支援 | | | | | | | | | | 107 | 39 | 40 |
| 特別給付費(訓練等給付) | | | 120 | 110 | 176 | - | - | - | | | | |



(イ) 盛岡市における児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業ともに、下表及びグラフのとおり、近年、大幅な利用者数の増加となっており、ニーズが高まっていることと、それに伴う事業所数が増加していることなどが予想されます。

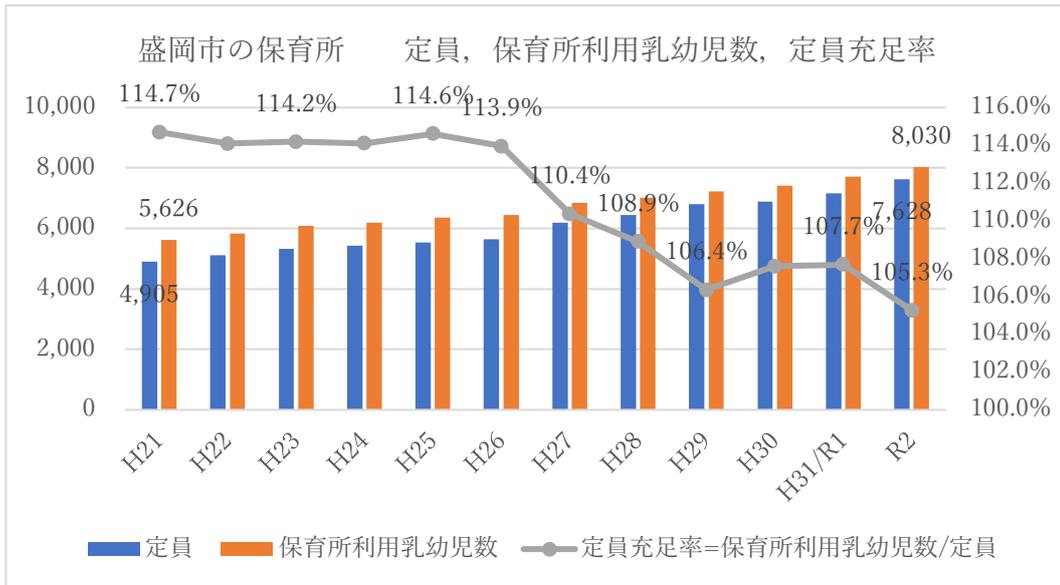
| 障がい児通所給付_利用者 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31/R1 | R2 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 児童発達支援給付費_利用者数 | 111 | 105 | 114 | 127 | 132 | 157 | 179 | 230 | 278 |
| 医療型児童発達支援給付費 | 14 | 11 | 13 | 15 | 15 | 13 | 8 | 5 | 2 |
| 放課後等デイサービス給付費 | 225 | 271 | 347 | 431 | 522 | 572 | 694 | 775 | 836 |
| 保育所等訪問支援 | | 3 | 2 | 2 | 3 | 0 | 1 | 7 | 9 |
| 肢体不自由児通所医療費 | 14 | 11 | 13 | 15 | 13 | 14 | 8 | 5 | 2 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | | | | | | | | 1 | 0 |
| 障害児相談支援 | | | 5 | 136 | 189 | 238 | 50 | 56 | 60 |



(数値：「盛岡市の福祉（平成25年度～令和3年度版）」より集計）

ウ 保育事業関係

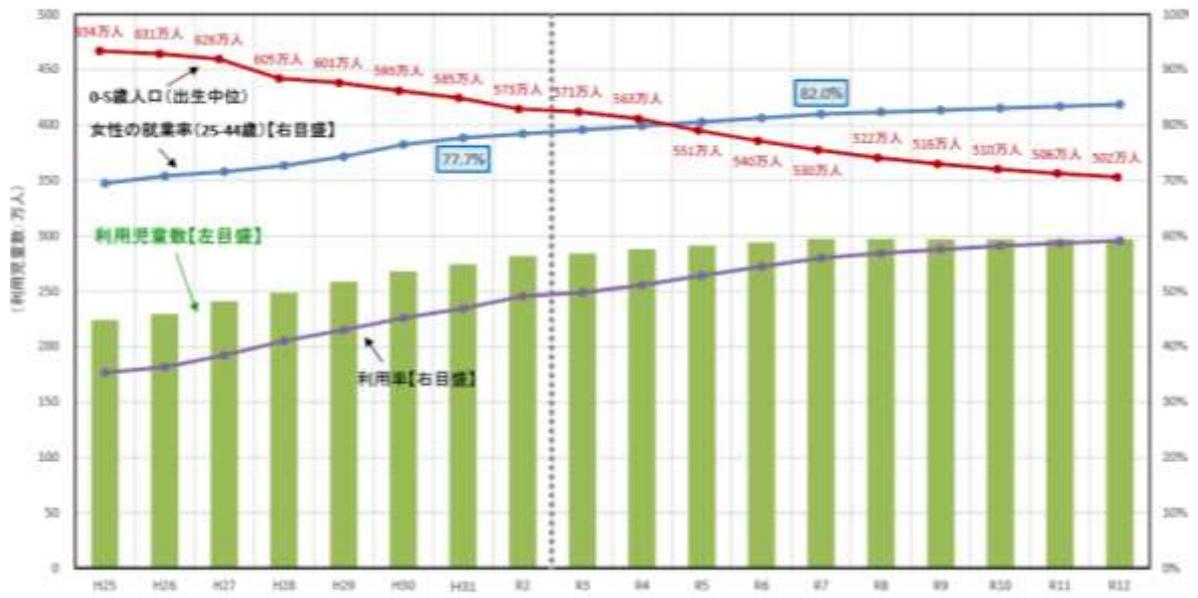
(ア) 盛岡市における保育所の利用者数は、右肩上がり増加傾向にあります。ただ一方で、定員数も併せて増加していることから、定員充足率は、H27年度頃から低下傾向にあり、盛岡市全体の定員に対する盛岡市全体の利用者数の割合は、減ってきているものと考えられます。



| 保育所 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31/R1 | R2 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設数 | 53 | 53 | 56 | 59 | 62 | 62 | 70 | 79 | 88 | 92 | 97 | 106 |
| 定員 | 4,905 | 5,116 | 5,325 | 5,424 | 5,545 | 5,650 | 6,197 | 6,450 | 6,796 | 6,890 | 7,171 | 7,628 |
| 保育所利用乳幼児数 | 5,626 | 5,837 | 6,081 | 6,189 | 6,355 | 6,438 | 6,840 | 7,024 | 7,228 | 7,413 | 7,722 | 8,030 |
| 0歳 | 699 | 860 | 901 | 881 | 893 | 926 | 934 | 924 | 987 | 1,041 | 1,100 | 1,120 |
| 1歳 | 853 | 898 | 931 | 983 | 994 | 1,017 | 1,073 | 1,147 | 1,189 | 1,220 | 1,263 | 1,228 |
| 2歳 | 957 | 950 | 1,044 | 1,009 | 1,095 | 1,084 | 1,137 | 1,187 | 1,251 | 1,267 | 1,276 | 1,300 |
| 3歳 | 969 | 1,030 | 1,016 | 1,059 | 1,070 | 1,078 | 1,148 | 1,170 | 1,207 | 1,229 | 1,285 | 1,341 |
| 4歳 | 1,005 | 986 | 1,067 | 1,053 | 1,084 | 1,078 | 1,205 | 1,177 | 1,188 | 1,204 | 1,273 | 1,359 |
| 5歳以上 | 1,018 | 1,007 | 992 | 1,046 | 1,059 | 1,088 | 1,135 | 1,212 | 1,169 | 1,166 | 1,249 | 1,351 |
| 他市町村からの受託 | 125 | 106 | 130 | 158 | 160 | 167 | 208 | 207 | 237 | 286 | 276 | 331 |
| 定員充足率=保育所利用乳幼児数/定員 | 114.7% | 114.1% | 114.2% | 114.1% | 114.6% | 113.9% | 110.4% | 108.9% | 106.4% | 107.6% | 107.7% | 105.3% |

(数値：「盛岡市の福祉（平成22年度～令和3年度版）」より集計）

(イ) 「保育を取り巻く状況について（令和3年度5月26日 厚生労働省子ども家庭局）」によると、全国的な0-5歳人口は減少しているものの、女性の就業率の増加等によって保育所の利用児童数は現在まで増加傾向にありました。しかし、令和7年度をピークとして徐々に減少に転じていくことが予想されています。



(グラフ:「保育を取り巻く状況について (令和3年度5月26日 厚生労働省子ども家庭局)」より引用)

4 第一次中長期計画、中期（平成23年度～25年度）の検証

事業団は、経営基盤の確立と自立に向けての事業及び施設の運営を進めてきました。その運営費は、指定管理料の割合がほとんどを占める管理運営となり、自主事業を行うには非常に困難な状況であったことから、事業団立「津志田つばき園」と「いるか教室」を開設し、自立を目指す最初の事業としてスタートしました。ひまわり学園においては、相談支援事業、保育所等訪問支援事業等に加え児童発達支援センターとし、さらには、児童発達支援事業（いるか教室）など就学前の障がい児に対し、総合的に支援を行いました。財政基盤については、保育所用地を取得し、保育所と児童発達支援事業所の建設に着手し、固定資産を取得したほか、経費の節減に取り組み、積立目標額を上回ることができました。

平成26年度からの第3期指定管理期間においても従前管理している全施設の再指定を受けたほか、新たに1施設の指定管理を受託したところであります。今後において、更なる安定基盤を確立するため施設の移譲や団立での設置経営を目指し、指定管理制度に依存しない体制を整えることが必要となってきました。

5 第二次中長期経営計画の検証

(1) 前期（平成26年度～30年度）

事業団のビジョン「乳幼児から高齢者までの『ふ(・)だんのく(・)らしのし(・)あわせ』をサポートする福祉の専門家集団」に基づき、就学前の障がい児を対象とした児童発達支援事業に続き、平成26年4月に就学児を対象とした放課後等デイサービス事業所「いるかデイ中屋敷」を開設しました。10月には「いるかデイ三本柳」を開設し、平成28年12月に東見前地区に移転し「いるかデイ東見前」に名称変更するとともに、支援環境を向上させるなど、未就学児から就学児まで途切れない支援に取り組みました。

児童館・児童センターにおいては、利用する発達障害児等の対応や支援、児童厚生員等への助言・指導などを目的に、平成26年度から事務局に専任の発達障害児支援専門員を配置し、34施設2分室を年間3回以上訪問し支援に当たるほか、児童厚生員研修会での助言・情報共有、児童館・児童センター保護者会研修での講師、小学校と連携を図るため盛岡市教育委員会を通じて小学校長会議へ協力を要請するなど、保護者、小学校、児童館・児童センター三者の連携強化に努めました。

また、平成26年12月に、重症心身障害児（者）の日常生活における基本的な動作の指導並びに放課後等の居場所の確保及び適応訓練のため、多機能型障害福祉サービス事業所「いるかデイ仙北」を開設し、看護師を中心に就学児から成人までの支援を行いました。

各種障がい福祉サービスを利用するに当たっては、障害児（者）の自立した生活を支え、障害児（者）の抱える課題の解決や適切なサービスを受けられるよう、相談支援サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行うため、相談支援専門員を

育成するとともに、相談支援事業所の開設、さらには、平成28年4月に「もりおか障害者自立支援プラザ」を開設し、盛岡広域8市町から盛岡広域圏相談支援事業を受託するなどケアマネジメントによりきめ細かな支援を行いました。

第一次中長期計画に基づき開設した「津志田つばき園」においては、子育て支援の一層の推進のため、平成28年4月に定員を90名から100名に増員しました。

事業開始から44年を経たしらたき工房の利用者と保護者から多くの要望が寄せられ、早期実現を目指していた共同生活援助事業所、短期入所事業所は、平成29年9月に「しらたきの里」として事業を開始しました。

この間、平成26年4月に湯沢地域交流活性化センター、9月に盛岡市立土淵児童センター、平成27年4月に仁王地区活動センター、平成29年6月に盛岡市立みたけ老人福祉センターの4施設を新たに指定管理者として当事業団が運営を行っています。

(2) 後期（平成31年度/令和元年度～3年度）

平成31年度からの第4期指定管理期間において、長年のセンター運営実績と経験をもって、従前管理している全施設の再指定を受けることができました。

盛岡市立保育所第三次民営化における「盛岡市立永井保育園」は、当事業団が移管先法人として平成29年度保育士6名を派遣し引継保育を行い、平成30年度当事業団に移管されましたが、新たに0歳児保育を実施するための保育室及び病後児保育事業のための保健室の増築など施設整備を行った上で、平成31年4月からは定員枠を10名増員し、定員100名としました。また、名称を平仮名表記の「ながい保育園」に変更し、地域に根差した親しみやすい保育所としての新たなスタートを切っています。

令和2年4月には、児童から高齢者まで幅広い世代を対象とした地域の拠点施設として新たに「永井地域交流活性化センター」が盛岡市によって設置され、当事業団が指定管理者として運営を開始し、永井地域の福祉向上に努めています。

令和3年4月1日には、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画により、「盛岡市立ひまわり学園」「盛岡市立地域福祉センター」の2施設が、盛岡市から当事業団に譲渡され、それぞれ「盛岡ひまわり学園」「盛岡地域福祉センター」と名称変更を行い、自主経営施設としての新たに運営を開始いたしました。また、当法人が設立当初から管理運営を行ってきた「盛岡市立身体障害者福祉センター」が令和3年3月をもって閉館となり、その役目を終えると同時に、同センターで行っていた地域活動支援センターⅡ型事業が盛岡地域福祉センターに機能移転され、身体障害者福祉センター閉館後も引き続き利用者へ同様のサービス提供を継続することができています。

法人内各施設の7か所で事業を行っていた相談支援事業について、相談支援専門員連絡委員会によって協議を重ねて準備し、令和3年4月に盛岡ひまわり学園、もりおか障害者自立支援プラザの2拠点に相談支援事業の集約化を行い、利用者へのサービスの向上、組織力強化、人材育成、経営改善等がより一層図られる体制に整備をしまし

た。

第二次中長期経営計画の前期5か年、後期3か年において、自主自立に向けた経営基盤の強化と基幹事業の展開を着実に実施してきており、今後は、事業・経営の安定を一層推進する必要があります。盛岡市立施設の移譲については、盛岡市と協議を重ねた結果、「盛岡ひまわり学園」「盛岡地域福祉センター」の譲渡を受けることに至りましたが、施設・設備の譲渡前修繕が不十分であったことから、依然として老朽化が進んでいることは否めず、将来的な建替えや大規模改修、設備更新等の必要性が高い施設であり、自主経営施設としての今後の経営については、着実な収支に基づく積立金の確保等による固定資産の管理、更新に望んでいかなければなりません。

そのほか、後期の計画に対する実績は以下のとおりです。

ア 自立的経営基盤の確立

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画により施設移譲が示されていた盛岡市立ひまわり学園と盛岡市立地域福祉センターの2施設について、施設移譲後の施設の在り方、建物の修繕、固定資産の更新、収支状況等について盛岡市と協議を重ねた上で、令和3年4月1日に譲渡を受け、譲渡後のサービスの質の確保、経営の安定化等を図りました。

また、保育事業を始めとした自主経営施設を中心に、事業計画等によるPDCAサイクル、経営モニタリングの仕組み、目標管理制度の仕組み等の相乗効果により、着実な改善と一層の経営安定強化を図りました。

イ 人事、給与制度

(ア) 人事考課基準の策定について、情報収集等を行いました。具体的な制度導入についての検討には至っていません。

(イ) 職員配置基準の策定については、定期的な職員定数に係るヒアリングの仕組みづくりを行い、ニーズに応じた適正なサービス提供を図るとともに、効率的かつ経済的な職員配置を行うことができるよう取り組みました。

(ウ) 職員配置基準に基づいた採用計画の策定については、職員定数のヒアリングの仕組みを開始して間もないことから、策定には至っていません。

(エ) 嘱託職員、臨時職員の賃金制度に関し、毎年度一般職員への登用を実施するほか、通勤手当支給に係る制度の改正を自主的に実施し、職員のモチベーションの維持、雇用の安定化を図りました。

自主自立に向け、生え抜き（プロパー）管理職・施設長への登用を行い、経営管理能力などゼネラリストとしてのキャリア形成を図りました。

ウ 指定管理者制度への対応

(ア) 第四期指定管理期間の取組み

指定管理第三者評価、モニタリング、施設運営課題の研究研修、施設長との情報交換、事業実績等により課題の把握と改善対応の検討に取り組み、市民の

期待に応えられるよう運営管理を行ってきた結果、指定管理者として申請した全施設について、第四期指定管理者として指定を受け、継続的な施設の運営とサービス提供に取り組んでいます。

エ 法人組織

- (ア) 盛岡市立施設の民間譲渡をはじめとして、理事会において重要事項の判断に取り組んだほか、理事長・理事会に対する牽制機能を働かせることも含め、知識、経験が豊富な評議員及び監事の設置を行いました。
- (イ) 社会福祉法人制度改革に基づく会計監査人の設置義務化については、制度の進捗を注視してきましたが、平成31年4月に予定されていた当法人が対象となる範囲の義務化について延期が行われてから、義務化に関する見通しがいまだに明らかとなっていない状況です。
- (ウ) 月1回程度の定期的な経営会議を開催し、民間譲渡、法人全体のICT化による生産性向上等、重要事項について積極的な議論を行いました。
- (エ) 法人本部事務局経営企画室を中心とし、経営モニタリングの仕組みを構築し、第二次中長期経営計画を中心とした重要課題や取組項目についての定期的な進捗確認と改善を図りました。

オ 人材育成

- (ア) 研修計画を策定し、職階別研修の職員の受講を進めるほか、研修委員会を設置して研修に係る情報交換、協議等を行い、研修・教育に関する体制の充実を図りました。
- (イ) 資格・免許等を加味したキャリアアップ職員基準について、前述の人事考課基準、職員配置基準と職員定数、採用計画等と密接に関連する項目であることから、人事考課基準等と同様に現状では具体的な内容の検討には至っていません。

カ 社会貢献

盛岡地域福祉センターの譲渡後、継続的に地域住民の福祉向上を図っていくため、利用料無料で施設の貸館を行うセンター事業を継続しています。また、盛岡市立ひまわり学園における子ども発達相談所「ひまわり」の事業受託、いるか教室における保護者向け研修会の実施等、多様化・複雑化するニーズに対応する積極的な取組みを行いました。

キ 財務計画

(ア) 事業活動資金収支差額

経営モニタリングの取組みを通じた自主経営施設の経営改善等により、令和2年度4,500万円の計画に対し、計画を上回る約9,245万円を計上しました。

(イ) 運転資金

給付費等の収入は、入金まで2、3か月を要することから、前金払をとなる指定管理料を除き、各施設1か月から3か月程度の運転資金として令和2年度約1億4,447万円保有する計画に対し、ながい保育園の移管、利用定員拡大等に伴う運転資金増加の必要性等もあり、計画を上回る約2億347万円を計上しました。

(ウ)退職給付引当資産について

職員に対して将来支給する退職金として、令和2年度約9,668万円の引当計画に対し、登用による正規職員の増加等により、計画を上回る1億4,581万円を計上しました。

(エ)運営費積立資産について

施設運営費の安定化、新規事業等の運営費のほか、指定管理施設の施設移譲に係る指定管理料収入の減額に対応するため、令和2年度約1億1,601万円の積立計画に対し、計画を上回る約1億5,244万円を計上しました。

(オ)施設・設備整備積立資産について

盛岡ひまわり学園及び盛岡地域福祉センターをはじめとした指定管理施設の施設移譲に係る施設整備、津志田つばさ園、ながい保育園及びいるか教室つしだの将来の建替え等に備えるため、令和2年度約3億7,800万円の積立計画に対し、計画を上回る約3億8,237万円を計上しました。

第2 第三次中長期経営計画の策定方針

1 位置づけ

本計画は、理念の実現と持続的、安定的な法人経営を確立するため、中長期的な視点から事業団が今後進むべき方向性を定めるものです。長年にわたり公の施設の管理運営を担ってきた事業団の歴史と実績を基に、盛岡市の福祉施策の一助となる自主事業の展開など事業の充実、経営の安定化等を図り、事業団の目的・使命の実現や市民福祉の増進に寄与するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和4年度から12年度までの9年間とします。

本計画は、令和12年度を最終年度とした9年間の計画とし、本計画に伴う直近3年間（令和4～6年度）の具体行動をまとめた中期経営計画を併せて策定します。また、社会情勢の変化や制度改正等に的確に対応するため、3年ごとに行われる障害福祉サービスの報酬改定、福祉計画の改定等の内容を考慮し、令和6年度に本計画の一部見直しと中期経営計画（令和7～9年度）の策定、令和9年度に第四次中長期経営計画の策定とそれに伴う中期経営計画（令和10～12年度）の策定を行うこととし、6年毎に中長期経営計画の更新と3年毎に中期経営計画の策定に継続的に取り組んでいくこととするローリング・プランとします。

| 区 分 | 2022 R4 | 2023 R5 | 2024 R6 | 2025 R7 | 2026 R8 | 2027 R9 | 2028 R10 | 2029 R11 | 2030 R12 | … |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|---|
| 中長期経営計画 | | | 一部 見直し | | | | 策定 第四次 | → | | |
| 中期経営計画 (R4～6年度) | → | | | | | | | | | |
| 中期経営計画 (R7～9年度) | | | 策定 | → | | | | | | |
| 中期経営計画 (R10～12年度) | | | | | | 策定 | → | | | |

3 計画策定の方法

本計画は、全国社会福祉法人経営者協議会主催「中長期経営計画策定セミナー」及び同協議会発行「中長期経営計画策定マニュアル」に基づいて策定しています。

第3 法人の主な取組み

1 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (1) 法令に基づき、法人として「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を設置し、法人内各施設から推薦された委員間の協議を通じて、利用者の権利擁護に向けた取組みの充実を図ります。
- (2) 組織として、サービスの質の向上につなげる PDCA サイクルを確立し、利用者へのサービスを継続的により良くしていく仕組みづくりのために、サービス向上委員会の設置、第三者評価の更なる活用等について検討を進めます。
- (3) 大規模災害等の発生時におけるリスクマネジメント力を強化し、有事の際にも必要な事業継続が行える体制を整えるため、業務継続計画（BCP）に基づいた管理体制の確立に取り組みます。

2 地域福祉の増進

- (1) 法人内各施設と協力しながら、法人として地域ニーズを把握し、取りまとめる仕組みづくりを行い、多様化、複雑化等、変化を続ける地域のニーズに対応していけるような経営体制の整備を行います。
- (2) 利用者や家族のほか、潜在的利用者、関係機関、地域、未来の働き手等に対する当法人への理解促進のため、広報戦略について検討し、周囲からの信頼獲得につなげられる積極的な広報活動を行います。

3 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

- (1) 利用者の立場に立って一緒に考え、行動できる人間性豊かな職員が、培った専門性を十分に発揮できるよう、人事、給与、教育、研修等総合的な観点から人材マネジメントの組織的なシステムについて検討し、体制の構築を図ります。
- (2) 各職場での安定的な職員体制の維持、業務遂行スキルの継承のため、計画的な人材採用について検討し、将来を見通した採用計画の作成を行います。また、採用した人材の確実な定着を図るため、法令に基づいた処遇改善について検討し、実施します。
- (3) 児童センター等に対する保護者向け一斉メールシステムの導入、障がい福祉サービス事業所を対象とした支援、記録システムの導入等をはじめとして、事務局及び各施設の ICT 化を進め、サービスの向上と生産性向上を図り、働きやすい職場環境づくりに努めます。

4 社会からの信頼を得られる安定した経営

- (1) 法人の理念の実現のため、理念、経営方針及び職員倫理綱領について広報ツールや印刷媒体等による徹底的な「見える化」を図り、法人内外への定期発信を重ねていくと共に、更に職員の日常業務への関連付けの取組み等を進め、理念、経営方針及び倫理綱領の周知及び浸透の仕組みづくりを行います。
- (2) 政策、法令、経済、社会、技術等の外部環境の変化に適切に対応するため、6年毎に中長期経営計画を、3年毎に中期経営計画を、毎年度短期経営計画を更新するローリング・プランとして確立します。そして、中長期経営計画の確実な実行へと結びつけるため、中期経営計画から毎年度の事業計画（短期経営計画）に反映する仕組みを確立します。
- (3) 法人内の建物、設備等の固定資産について、より詳細な管理の仕組みづくりを行うことにより将来的な見通しを明らかにし、それに基づく新たな財務計画を作成して、収支、積立等の資金管理体制を構築することにより、自立的経営基盤の強化を図ります。
- (4) 将来の会計監査人設置義務化に備え、情報収集と検討を行い、会計監査実施の前提条件として十分な業務手順書の整備に取り組みます。
- (5) 法人として社会からの信頼を得られる経営を続けていくため、法令遵守の組織的な対応の仕組みづくりに向けて、公益通報窓口の設置、コンプライアンスに係る規程等の整備を行います。

5 財務計画

盛岡市社会福祉事業団 第三次中長期経営計画(令和4年度～令和12年度) 財務計画

【事業活動収支見込】 (単位:千円)

| 区 分 | | 2022 令和4年度 | 2023 令和5年度 | 2024 令和6年度 | 2025 令和7年度 | 2026 令和8年度 | 2027 令和9年度 | 2028 令和10年度 | 2029 令和11年度 | 2030 令和12年度 |
|-----|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 収 入 | 給付費等 | 781,282 | 835,000 | 838,000 | 840,000 | 843,000 | 846,000 | 849,000 | 852,000 | 852,000 |
| | 指定管理料等 | 1,010,579 | 1,007,000 | 1,007,000 | 1,007,000 | 1,007,000 | 1,007,000 | 1,007,000 | 1,007,000 | 1,007,000 |
| | 事業収入計 | 1,791,861 | 1,842,000 | 1,845,000 | 1,847,000 | 1,850,000 | 1,853,000 | 1,856,000 | 1,859,000 | 1,859,000 |
| 支 出 | 事業支出計 | 1,890,868 | 1,833,000 | 1,826,000 | 1,821,000 | 1,821,000 | 1,821,000 | 1,821,000 | 1,821,000 | 1,821,000 |
| | 事業活動収支差額 | △ 99,007 | 9,000 | 19,000 | 26,000 | 29,000 | 32,000 | 35,000 | 38,000 | 38,000 |

【運転資金】 (単位:千円)

| 区 分 | 増減 | 2022 令和4年度 | 2023 令和5年度 | 2024 令和6年度 | 2025 令和7年度 | 2026 令和8年度 | 2027 令和9年度 | 2028 令和10年度 | 2029 令和11年度 | 2030 令和12年度 |
|--------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 施設運転資金 | 増 | | | | | | | | | |
| | 減 | | | | | | | | | |
| | 残 高 | 203,477 | 203,477 | 203,477 | 203,477 | 203,477 | 203,477 | 203,477 | 203,477 | 203,477 |

※各事業収入の1～3/12月

【退職給付引当資産】 (単位:千円)

| 区 分 | 増減 | 2022 令和4年度 | 2023 令和5年度 | 2024 令和6年度 | 2025 令和7年度 | 2026 令和8年度 | 2027 令和9年度 | 2028 令和10年度 | 2029 令和11年度 | 2030 令和12年度 |
|----------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 退職給付引当資産 | 引当額 | | | | | | 1,427 | | | |
| | 取崩額 | | △ 3,580 | △ 1,848 | △ 1,072 | △ 645 | | △ 313 | | △ 760 |
| | 残 高 | 7,176 | 3,596 | 1,748 | 676 | 31 | 1,458 | 1,145 | 1,145 | 385 |

【資 産】 (単位:千円)

| 区 分 | 増減 | 2022 令和4年度 | 2023 令和5年度 | 2024 令和6年度 | 2025 令和7年度 | 2026 令和8年度 | 2027 令和9年度 | 2028 令和10年度 | 2029 令和11年度 | 2030 令和12年度 |
|---------------------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 運営費積立資産 | 積立額 | | | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| | 取崩額 | △ 111,453 | | | | | | | | |
| | 残 高 | 0 | 0 | 8,000 | 16,000 | 24,000 | 32,000 | 40,000 | 48,000 | 56,000 |
| 施設・設備整備積立資産 | 積立額 | | | 2,000 | 8,000 | 10,000 | 12,000 | 15,000 | 18,000 | 21,000 |
| | 取崩額 | | | | | | | | | |
| | 残 高 | 232,730 | 232,730 | 234,730 | 242,730 | 252,730 | 264,730 | 279,730 | 297,730 | 318,730 |
| 津志田つばさ園施設・設備整備積立資産 | 積立額 | 5,500 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 4,600 | 4,500 | 4,500 | 4,500 |
| | 取崩額 | | | | | | | | | |
| | 残 高 | 85,171 | 89,971 | 94,771 | 99,571 | 104,371 | 108,971 | 113,471 | 117,971 | 122,471 |
| 保育所施設・設備整備積立資産 | 積立額 | | | | | | | | | |
| | 取崩額 | | | | | | | | | |
| | 残 高 | 91,125 | 91,125 | 91,125 | 91,125 | 91,125 | 91,125 | 91,125 | 91,125 | 91,125 |
| ながい保育園施設・設備整備積立資産 | 積立額 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| | 取崩額 | | | | | | | | | |
| | 残 高 | 40,603 | 45,603 | 50,603 | 55,603 | 60,603 | 65,603 | 70,603 | 75,603 | 80,603 |
| いるか教室ついだ施設・設備整備積立資産 | 積立額 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| | 取崩額 | | | | | | | | | |
| | 残 高 | 2,200 | 3,300 | 4,400 | 5,500 | 6,600 | 7,700 | 8,800 | 9,900 | 11,000 |
| 資 産 計 | 増 | 11,600 | 10,900 | 20,900 | 26,900 | 28,900 | 30,700 | 33,600 | 36,600 | 39,600 |
| | 減 | △ 111,453 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 残 高 | 451,829 | 462,729 | 483,629 | 510,529 | 539,429 | 570,129 | 603,729 | 640,329 | 679,929 |

第4 自主経営施設の主な取組み

1 児童発達支援センター 盛岡ひまわり学園

(1) 理念等

ア 理念

- ・一人ひとりの発達に応じた支援を行い、伸び行く力を育んでいきます。
- ・子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。
- ・地域の子育て支援に努めます。

イ ビジョン

笑顔輝く毎日、共に歩み続ける療育支援

ウ 基本方針

- ・子どもの状態に配慮し、成長を支援します。
- ・子どもの自尊心、主体性を育て、支援目標を達成させます。
- ・保護者の意向を受けとめ、充実した毎日を過ごせるよう支援します。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画により、施設の大規模改修や建替えが行われず、現在地において建物が譲渡されました。また、老朽化が進む施設・設備の譲渡前修繕も不十分であったことから、安全安心な管理運営について不安な点が多く残されています。
- (イ) 人材の定着を進めるため、令和3年度からエルダー制度を取り入れ、新採用職員と年齢が近く経験を積んだ先輩職員がアドバイスやサポートを行っています。
- (ウ) 事務分掌により OJT 担当者を明確に定めるとともに、職場研修マニュアルの OJT 推進について共有を図っています。
- (エ) 園内研修について、計画どおり実施しています。一方で園外研修については、新型コロナウイルス感染の影響で集合研修が少なく、課題を残しています。
- (オ) 令和3年度から送迎バス運行管理システム等を導入することにより、降雨、降雪時の連絡業務の大幅な軽減や、保護者に対するサービスの向上につながっています。

イ 改善の方向性

- (ア) 現在の建物が36年経過していることから、現在地での建て替えや大規模改修、規模の見直しによる移転等、あらゆる選択肢を検討し、施設の将来的な見通しについて明らかにしていくことが重要です。
- (イ) 児童発達支援センターは、地域における重層的かつ専門的な機能が求められてお

り、専門性の持続と経営安定の両立に向けた取組みを行っていくことが求められます。

- (ウ) 民営化後の盛岡ひまわり学園について、社会情勢、外部環境の変化等に対応できるよう、定員や事業内容等も含め、ニーズの把握、サービス内容の見直し等に取り組んでいく必要があります。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 法令に基づいた事業継続計画（BCP）を策定し、災害時等の事業継続のための体制整備に取り組めます。
- (イ) 法令遵守に係る業務の標準化、施設内部のチェック体制の整備を行うことにより、コンプライアンスに対する組織的な対応を強化します。
- (ウ) 法令に基づいた虐待防止等の体制整備を図り、権利擁護に関する対応の明確化と意識向上に取り組めます。
- (エ) 提供するサービスの定期的な評価と改善が行われるよう、組織的な評価・見直しのための体制整備に取り組めます。
- (オ) ヒヤリハットに関する事例収集と分析を効果的に行えるようリスクマネジメント体制の整備に取り組めます。
- (カ) 法令に基づき感染症対策委員会の設置等を行い、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策に取り組めます。

イ 地域福祉の増進

地域の福祉ニーズの把握に努め、多様化・複雑化していく地域ニーズへの対応について検討を行います。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

- (ア) 業務の改善と定期的な見直しを行い、働きがいのある・風通しの良い職場環境づくりに取り組めます。
- (イ) 業務マニュアル等を活用した業務の標準化・共有化を図り、OJTによる教育の定着・習慣化に取り組めます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

安定的な収益性確保に向けた改善のための取組みを行い、将来的に必要と考えられる建替え等も含めた施設の在り方について検討し、収支に基づいた施設の将来的な見通しの明確化を図ります。

2 児童発達支援事業所 いるか教室・いるか教室つしだ

(1) 理念等

ア 理念

- ・一人ひとりの発達支援に応じた支援を行い、伸び行く力を育てていきます。
- ・子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。
- ・地域の子育て支援に努めます。

イ 基本方針

- ・楽しい「あそび」の中で、お子さんの健やかな発達を促し、豊かな情緒を育みます。
- ・保護者の思いに寄り添い、子育てを支えていきます。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) 人材育成、業務の最適化等のために定期的なケース検討会の実施の仕組みづくりを行い、職員間で個々の利用者支援についての共通理解を深め、サービスの質の向上を図りました。
- (イ) いるか教室（前九年）の移転については、利用状況、施設・設備の状況等を再確認し、移転の必要性を職員間で協議し、共通認識の醸成を図ることに取り組みましたが、具体案の検討には至りませんでした。
- (ウ) 指導内容については、もりっこ健診等をはじめとした関係機関からの問合せや利用者からの満足度が高く、利用希望者は、引き続き見込まれるものと考えられます。

イ 改善の方向性

- (ア) 業務の安定的な継承のため、人材育成、教育、研修等に引き続き力を入れて取り組むことが必要です。
- (イ) いるか教室（前九年）の移転について、今後の報酬改定等の動向も見据えながら、検討することが望まれます。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）を策定し、災害時等の事業継続のための体制整備に取り組めます。
- (イ) ひまわり学園と共同で法令遵守に係るチェック体制の整備を行い、コンプライアンスに対する組織的な対応を強化します。
- (ウ) 法令に基づき感染症対策委員会の設置等を行い、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策に取り組めます。

イ 地域福祉の増進

潜在的利用者、関係機関等に向け、事業所で行っているサービス内容についての理解促進や療育に係る情報発信等のため、広報活動や広報ツールの充実を図ります。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

(ア) 業務内容の整理、マニュアル化等を通して、生産性向上や業務の偏りの解消を図り、ワークライフマネジメントが整った職場環境づくりに取り組みます。

(イ) 業務遂行スキルの安定的な継承のため、療育指導内容について基本的知識や基本技術を系統化し、OJTによる人材育成に取り組みます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

(ア) 手狭となっているいるか教室（前九年）の移転を検討し、より良い福祉サービスの提供と更なる利用者の受入れを図ります。

(イ) いるか教室つしだの施設・設備の整備とそのための資金の積立てについて、中長期的な視野に立って計画の作成に取り組みます。

3 放課後等デイサービス事業所 いるかデイ中屋敷・いるかデイ東見前

(1) 理念等

ア 理念

私たちは、子ども一人ひとりの幸せを願い、健やかな成長と自立が図られる療育支援を行うとともに、保護者への支援と絶え間ない創意工夫に努めながら、すべての子どもが愛され共に生きる社会を目指します。

イ スローガン

「子どもと共に笑い」「子どもと共に学び育ち」「子どもと共に生きる」

ウ ビジョン

- ・子ども一人ひとりの状況に応じた療育支援を行い、最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
- ・子どもと保護者に寄り添う意識を持ち続け、子どもの成長を保護者と共に見守り喜びます。
- ・知識・技術の研鑽に努め、常に自らを改革しながら目標の実現を目指します。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニング等を取り入れ、より専門的な療育を提供できるよう支援内容の充実を図りました。
- (イ) ひまわり学園への派遣研修、虐待防止やヒヤリハットに係る内部研修、業務の標準化の取組みなど、職員の人材育成の取組みの充実を図ることができました。
- (ウ) 3か所目となる放課後等デイサービスの新規開設については、新規開設も含めた近隣他事業所等についての情報収集や、潜在的利用者も含めた利用者の状況について職員間での情報共有、意見交換等を行ってきましたが、具体案の検討には至りませんでした。

イ 改善の方向性

- (ア) 事業の持続可能性確保に向け、サービスの質を保つために療育内容の更なる充実、職員の人材育成の取組みを強化していくことなどが重要です。
- (イ) 利用する児童の年齢の上昇など事業所内部の状況が変化していることに加え、近隣他事業所等の外部環境の状況も大きく変化してきています。制度改正等も含めた予想される環境変化について十分に考慮の上、利用者のニーズに合わせた事業展開を行っていくことが重要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）を策定し、災害時等の事業継続のための体制整備に取り組みます。
 - (イ) 法令遵守に係る組織的な対応方法を明確化し、コンプライアンスに対する体制強化を図ります。
 - (ウ) 虐待防止、身体拘束適正化等について組織的な研修、対応等の標準化に取り組み、権利擁護に係る体制を整えます。
 - (エ) ケース検討会の実施など、定期的なサービス改善の検討機会を確保し、継続的な改善活動を実施します。
 - (オ) 法令に基づき感染症対策委員会の設置等を行い、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策に取り組みます。
- イ 地域福祉の増進
- (ア) 地域におけるニーズの把握を進め、求められているニーズと内部環境とのマッチングを図った上で、必要な事業展開を図ります。
 - (イ) 潜在的利用者、関係機関等への理解促進を図るため、広報ツールを拡充し、広報活動の強化に取り組みます。
- ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり
- 業務の標準化・共有化の取組みから、OJT 等による人材育成の仕組みづくりを行います。
- エ 社会からの信頼を得られる安定した経営
- 施設の老朽化、支援スペースの確保等の問題解決に向け、移転等も含めた施設・設備の更新について検討します。

4 重症心身障害児・者多機能型事業所 いるかデイ仙北

(1) 理念等

ア 理念

いるかデイ仙北は、重症心身障がい児・者が心身ともに健やかに育ち、その有する能力を十分に発揮して自立した日常生活を明るく、楽しく、元気よく、生活するよう支援します。

イ ビジョン

- ・いるかデイ仙北は、利用者の人格を尊重し、利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・いるかデイ仙北は、岩手県、関係市町、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と、密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) 経営状況を検証し、令和2年度に事業所の再構築に取り組みました。その中で、いるかデイ仙北の方向性として、放課後等デイサービスの利用率向上により、収支を改善させ事業の継続の可能性を見極めるため、再構築は延期することとしました。
- (イ) 第三次中長期経営計画策定の取組みの中で、「理念」や「中長期計画」など、目指す姿を明確にし、職員と共通認識の醸成を図りました。今後、利用者及び関係者に周知していく機会を充実させる必要があります。
- (ウ) 放課後等デイサービスのニーズに応えていくため、営業時間の延長、送迎車両の1台増、看護師3人の受け入れ体制の整備等の取組みを行いましたが、放課後等デイサービス利用率向上には、数字としてまだ効果が出ていません。
- (エ) 重症心身障がい児・者に対し「専門的な療育」を推進し、「療育の質」を高めるため、ケア会議を開催し、職員間の情報共有・意思統一が向上してきています。今後も継続して取り組みます。

イ 改善の方向性

- (ア) 事業所全体のサービスの質の向上のため、組織的な取組みを継続していくことが必要です。
- (イ) 事業所の理解と利用促進を図っていくため、より効果的な情報発信の取組みが必要です。
- (ウ) 業務内容の見直しと合わせて、人材育成の仕組みづくりを進め、職員が更に働きがいを感じられるための取組みが必要です。

- (エ) 事業推進計画を策定しながら、職員だけではなく、利用者や支援学校、相談支援事業所等の事業所、盛岡市等の関係者と定期的に経営状態・事業の継続可能性について情報を共有しながら検討を行うことが必要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）を策定し、災害時等の事業継続のための体制整備に取り組みます。
- (イ) 満足度調査、各種ガイドラインに沿った自己評価等を定期的実施し、事業所全体のサービスの向上に向けた組織的な体制づくりに取り組みます。
- (ウ) 法令遵守に係る組織的な対応方法を明確化し、コンプライアンスに対する体制の強化を図ります。
- (オ) 法令に基づき虐待防止、身体拘束適正化に係る体制の整備を行い、組織的な対応の明確化を図ります。

イ 地域福祉の増進

- (ア) 地域の福祉ニーズ把握の方法の明確化等、組織的なニーズ把握の仕組みを整備し、地域にあるニーズへの対応について検討を行います。
- (イ) 潜在的利用者、関係機関等に対して、いるかデイ仙北への理解促進を図っていくため、広報の目的や対象を明確に整理した上、広報活動の内容、ツール等について充実を図るなど戦略的な情報発信を行います。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

業務内容の標準化、必要とされる知識、技能等の明確化等に取り組み、OJT を効果的に機能させる体制整備を行うことにより、組織的な人材の確保・定着・育成の仕組みづくりに努めます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

事業推進計画に基づく収支改善の取組みを確実に進めます。また、定期的に経営状況、事業の継続可能性等について確認、精査を行い、機会を設けて、今後の事業の在り方について検討を行います。

5 多機能型事業所 盛岡地域福祉センター

(1) 理念等

ア 理念

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスを提供し、地域住民の福祉の増進を図るように努めます。

イ ビジョン

支えます。あなたのライフデザイン、キャリアデザイン。あたたかくふれあいのある地域共生型福祉施設を目指します。

ウ 基本方針

- ・一人一人の個性を大切に、地域においても自由で健康的なふだんの暮らしを支援します。
- ・災害や非常時に備え、地域住民とともに、安心・安全な生活環境づくりに努めます。
- ・自己研鑽を重ね、専門性と柔軟性を兼ね備えた人材の育成に努めます。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

(ア) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づいて、令和2年度中に盛岡市による施設整備が行われ、令和3年4月1日に建物が譲渡されました。しかし、施設・設備については、老朽化が進んでいることから、不安な点が多く残されています。

(イ) 民間譲渡を契機に各事業の課題について職員間で検討し、生活介護部門では新たな加算取得に取り組み、通所介護部門では、利用実態に合わせて定員15名の地域密着型通所介護事業に移行するなど、改善を図りながら運営を行いました。

(ウ) 身体障害者福祉センターで実施していた地域活動支援センターⅡ型事業が民間譲渡に合わせて機能移転となりましたが、利用者数は低調となっています。

イ 改善の方向性

(ア) 生活介護事業、地域密着型通所介護事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターⅡ型事業、センター事業の5事業での運営について、定期的に検証し、改善を図っていくことが必要です。特に、地域活動支援センターⅡ型事業については、収益の改善を図るため、早急な見直しが必要です。

(イ) 民間譲渡に伴い、収支構造の変化や施設や設備に対する不安等が生じています。収益性の改善を図りながら、将来的な施設・設備の整備について、見通しを明らかにするとともに、計画的に取り組んでいくことが必要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を整備します。
- (イ) 法令に基づき感染症対策の体制を整えるとともに、ソフト、ハードの両面から感染症感染防止の取組みを検討します。
- (ウ) コンプライアンスに対する職員への理解促進、マニュアル整備等を進め、組織としての管理体制を確立します。
- (エ) サービスの質の向上に向けたニーズ把握、評価、見直しに係る組織的な仕組みづくりに取り組みます。
- (オ) 法令に基づき虐待防止、身体拘束適正化に係る体制整備を行い、組織的な対応の明確化を図ります。

イ 地域福祉の増進

地域ニーズの把握と連携に向けた体制を整え、他法人、他事業所も含めた地域との連携と交流に取り組みます。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

業務の標準化と職員の共通理解の醸成、それを踏まえた OJT の実施体制づくりに取り組みます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

生産性の向上と職場環境の改善、収益性の改善を図り、中長期的な視野に立った計画的な施設・設備の更新について検討します。

6 共同生活援助事業所・短期入所事業所 しらたきの里

(1) 理念等

ア 理念

利用者の意思及び人格を尊重するとともに意向や環境に寄り添った障がい福祉サービスを実践する。

イ スローガン

笑顔あふれる みんなの あたたかな家

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

(ア) 世話人の勤務体制を拡充することにより、利用者に対して手厚いサービス提供体制を整えるとともに、より高い加算額を取得したことにより、収支改善を図ることができました。また、共同生活援助事業は満室となっているほか、短期入所事業の利用者は大きく増加してきています。しかし、それでも施設の黒字化には至っていません。

(イ) 新類型である日中サービス支援型グループホームについて、視察等を通じた情報収集や調査研究を行うなど、事業の将来的な構想を考えていくための取組みを進めました。

(ウ) 世話人会議の定期開催、研修参加、マニュアルの作成及び見直し、夜間や緊急時についての共通理解の促進等、サービスの向上と世話人及び夜勤者の定着のための環境づくりに取り組みました。

イ 改善の方向性

(ア) 現状の手厚い世話人勤務体制を維持し、提供するサービスの質を保つこと、世話人会議の開催等職員間の共通理解や専門性の向上に結び付く取組みを継続していくことが重要です。

(イ) 施設の持続可能性の確保のため、収支改善を図ることが必要であり、将来的な事業構想を明らかにすることが重要です。また、盛岡市立しらたき工房の民間譲渡に合わせ、しらたき工房の将来的な構想に合わせて事業を展開していく必要があります。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

(ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。

(イ) 定期的な自己評価と業務の見直しを行うことができるよう体制を整え、サービス

内容の改善を図ります。

- (ウ) 福祉施設としての社会的信用を維持していくため、組織としてのコンプライアンスに対するマネジメントを強化します。
- (エ) 法令に基づき虐待防止、身体拘束適正化に係る体制作りに取り組むことにより、権利擁護に係る組織としてのPDCAサイクルを確立します。
- (オ) ヒヤリハットの活用を進め、組織的な事故防止の体制の整備に取り組めます。
- (カ) 法令に基づき感染症対策に取り組み、感染防止を徹底するとともに、感染症発生時にも入所施設としてできる限り事業を継続できるよう体制を整えます。

イ 地域福祉の増進

- (ア) 地域に根付いた施設となるため、地域ニーズの把握と地域との関係作りに取り組めます。
- (イ) 地域への理解促進等のため、地域に向けた広報活動の充実を図ります。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

勤務体制の見直し、専門性の向上のための教育・研修等を進め、職員間で相互にフォローし合える体制づくりに取り組めます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

高齢化等の環境変化への対応、収益性の確保等を考慮した上で、今後の事業展開について検討し、将来的な見通しの明確化を図ります。

7 指定特定・障害児相談支援事業所 もりおか障害者自立支援プラザ

(1) 理念等

ア 理念

障がいのある方々やご家族などの種々のご相談に応じ、ニーズに応じた必要かつ適切な情報の提供や助言を行います。

福祉制度やサービス等を利用しながら、ご本人が地域で自立した生活がおくられるよう支援していきます。

イ 重点方針

- ・障がい児者等が地域で自立した生活を営むことができるよう、心身の状況、環境等に応じて自己選択・自己決定に基づき適切な福祉、医療、教育、就労等の支援を総合的かつ効率的に提供するよう努める。
- ・市町村、障害福祉サービス事業者、計画・障害児相談支援事業所のほか、介護、医療、保育、教育、その他関係機関等との連携を図り、必要な社会資源の開拓、開発と障がい児者に関する啓発に努める。
- ・相談援助技術の質の向上と継続的な事業運営基盤の確立に努める。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

(ア) 令和3年度に法人内7か所の相談支援事業所を集約し、もりおか障害者自立支援プラザと盛岡ひまわり学園の2拠点に再編成することにより、サービスの質の向上、人材育成、事業の収益性の改善、効率化等を図りやすい体制としました。

(イ) 定期的なカンファレンスの実施、法人内の相談支援専門員合同による事例検討会の実施等、専門性の向上と人材育成の取組みを拡充しました。

イ 改善の方向性

(ア) 利用者を総合的にサポートする相談支援専門員としての役割を改めて自覚し、より専門的なサービスを提供できる人材を確保し、育成していくために、人材育成の取組みを強化することが必要です。

(イ) 2拠点への集約化による改善効果を維持しつつ、更に収益性の改善のための取組みを充実することにより、事業の持続可能性の確保に取り組むことが重要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

(ア) 法令に基づき事業継続計画(BCP)の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。

(イ) 社会福祉関係法令、虐待防止法等に関する職員研修の実施、規程の整備等をお

して、コンプライアンスに関する体制の強化に取り組みます。

(ウ) 提供するサービスの内容について、PDCA サイクルに則った検証と改善効果の確認が行えるよう、組織としての仕組みづくりに取り組みます。

(エ) 記録・請求システムを活用した情報管理の方法について検討し、事故等のリスク防止に努めます。

イ 地域福祉の増進

広く地域や関係機関と関わっていく立場であることから、潜在的利用者、関係機関等への理解促進のため、広報活動の充実を図ります。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

(ア) 計画的な資格研修・専門研修等の受講、合同カンファレンスの定期開催等に取り組み、相談支援事業の核となる人材の育成と確保に努めます。

(イ) 業務の処理方法について誰にでもわかるように明確化と標準化の取組みを進め、継続的・安定的な業務遂行がなされる職場環境の整備を図ります。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

事業の収益性を改善し、収支に基づいた計画的な施設・設備の整備を検討することにより、事業の持続可能性の確保に努めます。

8 保育所 津志田つばさ園

(1) 理念

一人ひとりの子どもの心を大切に、生きる力を豊かに育んでいきます。

- (ア) つねに笑顔で楽しむ心を忘れず保育します。
- (イ) ばいいたりていーあふれる子どもたちのすこやかな成長を願い保育します。
- (ウ) さらに子育てを楽しむことができるようあたたかな支援を行っていきます。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) 副主任保育士の配置、処遇改善加算Ⅱの取得等国が示している保育士のキャリアアップ研修に対応する体制の整備を行い、人材育成及び人材確保、組織としての体制の強化に努めました。
- (イ) 園長・主任合同会議の開催、二園合同保育研究会の発足等津志田つばさ園とながいの保育園の二園での情報共有や意見交換をはじめとした協力体制の構築を図りました。
- (ウ) 3園目となる新規保育所開設の構想については、近隣他事業所の状況や利用ニーズ、政策等についての情報収集を行ってきましたが、マクロ環境としては、保育ニーズが令和7年度をピークに減少し始めるという統計データが公表され、ミクロ環境としては、近隣の小規模保育所が近年大きく増加するなど、環境の変化が著しいことから、具体案の検討には至りませんでした。

イ 改善の方向性

- (ア) 政策や保育ニーズの動向、近隣他事業所の状況のほか、内部の経営状況等を踏まえながら、近年増加傾向にある認定こども園への移行等地域の保育ニーズへの対応のための事業展開について検討する必要があります。
- (イ) 専門リーダー及び分野別リーダーの配置、政策に沿った処遇改善の実施、計画的な職員の確保と定着の取組み等人材の確保、定着及び育成のための更なる取組みについて検討していくことが重要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 事業継続計画（BCP）の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。
- (イ) 人権擁護のためのセルフチェックリスト、倫理綱領等の活用、各種マニュアルの見直し等を行い、権利擁護に関する取組みの充実と職員の意識の向上を図ります。
- (ウ) 第三者評価の受審、利用満足度調査等をはじめとした、サービスに対する定期的

な評価、把握及び改善についての体制の構築を図り、職員参加の下、評価結果に対する改善の取組みを進めます。

イ 地域福祉の増進

(ア) 地域の福祉ニーズについて把握の上、分析を行い、地域ニーズに合わせた多様な福祉サービスの提供ができるよう検討します。

(イ) 広報ツールの充実と活用に努め、保育園としての魅力を潜在的利用者等に伝え、保育園として、また職場としての魅力の積極的な発信に取り組みます。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

人員体制を整え、効率化・平準化が図られた働きやすい職場環境づくりに努めます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

ICT化と施設・設備の整備について検討し、計画的に取り組むことにより、サービスの向上、生産性の向上、保育業務の負担軽減等を図ります。

9 保育所 ながい保育園

(1) 理念

一人ひとりの子どもの心を大切に、生きる力を豊かに育んでいきます。

- (エ) なかよく遊び、健康で元気な子ども達の成長を見守ります。
- (オ) 「がんばっているね」といつも温かいまなざしで、子どもたちの可能性を援助します。
- (カ) いつも笑顔で挨拶をし、子育て支援に努めます。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) 盛岡市からの事業移管後、定員を 100 名に増員し、定員以上の利用率を達成して多くの園児を受け入れました。
- (イ) 副主任保育士の配置、処遇改善加算Ⅱの取得等国が示している保育士のキャリアアップ研修に対応する体制の整備を行い、人材育成及び人材確保、組織としての体制の強化に努めました。
- (ウ) 園長・主任合同会議の開催、二園合同保育研究会の発足等津志田つばさ園とながい保育園の二園での情報共有や意見交換をはじめとした協力体制の構築を図りました。
- (エ) 3 園目となる新規保育所開設の構想については、近隣他事業所の状況や利用ニーズ、政策等についての情報収集を行ってきましたが、マクロ環境としては、保育ニーズが令和 7 年度をピークに減少し始めるという統計データが公表され、ミクロ環境としては、近隣の小規模保育所が近年大きく増加するなど、環境の変化が著しいことから、具体案の検討には至りませんでした。

イ 改善の方向性

- (ア) 政策や保育ニーズの動向、近隣他事業所の状況のほか、内部の経営状況等を踏まえながら、近年増加傾向にある認定こども園への移行等地域の保育ニーズへの対応のための事業展開について検討する必要があります。
- (イ) 専門リーダー及び分野別リーダーの配置、政策に沿った処遇改善の実施、計画的な職員の確保と定着の取組み等人材の確保、定着及び育成のための更なる取組みについて検討していくことが重要です。

(2) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

(ア) 事業継続計画（BCP）の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。

(イ) 第三者評価の受審，利用満足度調査等をはじめとした，サービスに対する定期的な評価，把握及び改善についての体制の構築を図り，職員参加のもと評価結果に対する改善の取組みを進めます。

イ 地域福祉の増進

(ア) 地域の福祉ニーズについて把握の上，分析を行い，地域ニーズに合わせた多様な福祉サービスの提供ができるよう検討します。

(イ) 地域に根差した保育園としての広報活動を充実させるため，多様な広報ツールについて検討し，定期的な情報発信を行います。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

業務や働き方等についての見直しや ICT 化についての検討を進め，人材の確保と定着に向けた職場環境の計画的な改善を図ります。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

将来的に必要とされる建替えや大規模改修等を視野に入れ，保育ニーズの動向も考慮した将来的な事業の構想について検討し，計画的な施設・設備の整備に取り組みます。

第5 指定管理者制度による施設の主な取組み

1 指定障害福祉サービス事業所（多機能型施設） 盛岡市立しらたき工房

(1) 理念等

ア 理念

利用者の意思及び人格を尊重するとともに意向や環境に寄り添った障がい福祉サービスを実践する。

イ スローガン

「汗・笑顔・道をサポート」

- ・汗 ～生き生きと活動ができる場の提供をします。
- ・笑顔 ～安心，安全なサービスを提供します。
- ・道をサポート ～将来を見据えた支援を提供します。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

(ア) 「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」に基づく，盛岡市立しらたき工房の施設移譲については，職員間で情報共有と意見交換する機会を設け，今後必要となる事項を確認し，方向性について協議を行うことで，施設全体での施設移譲に向けた共通意識の醸成と意思統一を図りました。

(イ) 「しらたき工房工賃向上プロジェクトチーム」を発足し，現状の課題を確認し，改善策を検討しました。その活動の中で，工賃向上に向けた具体行動についての検討，参考とすべき他事業所の視察，施設全体での研修等を実施し，工賃の向上のほか，職員の育成とサービスの質の向上を図りました。一方，新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により，販売機会が大きく失われたことから，製品の売り上げが激減することとなりました。

(ウ) 専従の相談支援専門員を配置し，しらたき工房利用者についての施設内での情報共有，関係機関との連携等を深め，必要なサービス提供へとつなげられるよう取り組みました。令和3年度から，しらたき工房内の相談支援事業所をもりおか障害者自立支援プラザに統合し，引き続き相談支援専門員との密接な連携に取り組んでいます。

イ 改善の方向性

(ア) 施設移譲に向けた施設の整備等について盛岡市と協議し，検討しながら取り組んでいくとともに，施設移譲後の事業の在り方について，外部環境やニーズの変化，利用状況等を考慮しながら，よりニーズに適したサービス提供を行っていくこと

ができるよう総合的に検討していくことが必要です。

- (イ) 事業の在り方について検討し、利用者のニーズに合った支援を提供することと一体的に工賃向上の取組みを進め、利用者の工賃アップへとつなげていくことが重要です。

(2) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

- (ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。
- (イ) 担当者の設置、マニュアルの策定等を通じた法令遵守に対する体制整備を図り、コンプライアンスへの組織的な対応を強化します。
- (ウ) 法令に基づき勉強会の実施、マニュアルの策定等虐待防止・身体拘束適正化についての取組みを進め、権利擁護に係る組織的対応のための体制整備を行います。
- (エ) 第三者評価、自己評価、満足度調査等を定期的に行い、サービスの質の向上に係る組織的な評価、見直し及び改善活動のサイクルの確立に取り組みます。
- (オ) ヒヤリハットを活用した情報共有の場の確保、研修会の開催等に取り組み、組織的なリスクマネジメント体制の確立を図り、施設における事故防止に努めます。

イ 地域福祉の増進

- (ア) 地域の多様なニーズの把握に努め、ニーズに対応していくための具体的取組みについて検討します。
- (イ) 広報戦略についての調査研究、広報ツールの充実等積極的、継続的な広報活動に取り組みます。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

マニュアル類の見直し、OJTをはじめとした研修体制の整備等を通して業務の標準化と共有化を図り、業務遂行スキルの安定的な継承のための組織的な体制を構築します。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき、しらかき工房の譲渡を受けるとともに、外部の利用ニーズの動向と内部の経営状況等を考慮した将来的な事業構想について検討し、計画的な施設・設備の整備に取り組みます。

2 母子生活支援施設 盛岡市立かつら荘

(1) 理念

母親と子どもの権利擁護を保障し、安定した生活を育みながら、自立への歩みを支援します。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

(ア) 入所母子個々の支援計画を作成し、その支援計画を四半期ごとに評価するサイクルを整え、自立を目指し支援する体制づくりを行いました。また、業務の標準化を図るため業務別マニュアルを作成するとともに、よりわかりやすく伝えられるよう入所説明書、重要事項説明書等の内容の改善や、退所後のアフターケアについて検討し、取扱要綱を策定の上対応するなど、業務の各種改善に取り組むことにより、総合的なサービスの質の向上を図りました。

(イ) 運営委員会の設置に係る情報収集、検討等を進め、設置準備に取り組みました。

イ 改善の方向性

(ア) 作成したマニュアル、新様式等を用いて業務に取り組むとともに、定期的に内容の点検と見直しを行い、ブラッシュアップしていく取組みが必要です。

(イ) 早期に運営委員会を設置し、委員の意見を伺いながら、地域に根差した運営を行える体制づくりに取り組むことが必要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

(ア) 事業継続計画（BCP）を策定し、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。

(イ) 同種施設からの情報収集等を通して、地域・利用者ニーズの把握に向けた取組みを進め、ニーズに応じた支援体制の確立を図ります。

(ウ) マニュアル作成等を通して、虐待防止等の権利擁護に係る標準的な支援方法の確立を図ります。

(エ) 入所母子個々の特性等に応じた支援マニュアルの作成、支援内容の分析、評価等を行い、入所母子の個性及び自己決定を尊重した自立援助の確立に取り組めます。

(オ) 定期的にサービス内容の検証や改善計画の検証を行い、福祉サービスの質の向上に係る組織的な体制整備に取り組めます。

イ 地域福祉の増進

(ア) 運営委員会を設置し、運営に対する地域の意見等を伺うとともに、制度改正、同種施設の動向等の情報収集に努め、地域の福祉ニーズに応じた支援体制づくりに

取り組みます。

(イ) ボランティアの受入りに係る調査研究，マニュアル整備等を進め，標準化されたボランティアの受入れ体制を構築します。

(ウ) PR の方法及び対象について検討を進め，地域に根差した施設運営に努めます。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

職種，職階に応じた人材育成の方法について確立し，計画的な教育・研修の取り組みを進めます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

支援に係るシステムの導入等 ICT 化について検討し，入所母子に係る情報共有の仕組みを整備します。

3 軽費老人ホーム 盛岡市立けやき荘

(1) 理念

健康で、明るく、心豊かに、生活できるように支援します。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

(ア) 現在、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画によりけやき荘の民間事業者への譲渡が示されているため、軽費老人ホームの経営について研究し、法人内で意見交換を行ってきましたが、具体案の検討には至っていません。令和2年度、盛岡市が実施したサウンディング型調査に参加し、けやき荘の経営や運営の状況等について説明しました。

(イ) 関係機関等への情報提供、盛岡市担当課との入所要件の拡大についての協議等を行い、潜在的利用ニーズに対応するための取組みを進め、施設の利用促進を図りました。

イ 改善の方向性

(ア) 軽費老人ホームの経営について研究を進めるとともに、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画等に基づいた施設の在り方について、引き続き盛岡市との協議を重ね、将来的な見通しを明らかにすることが必要です。

(イ) ニーズの多様化が進んでいることを踏まえ、職員の専門性の向上を図るとともに、関係機関等との連携と情報共有を進めていくことが重要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

(ア) 法令に基づき事業継続計画（BCP）の策定を行い、災害時等のリスクマネジメント体制を確立します。

(イ) マニュアル策定等コンプライアンスへの組織的な対応方法について検討し、法令遵守に係る体制整備を行います。

(ウ) 法令に基づき責任者の設置、研修の定期開催等虐待防止、身体拘束適正化等の取組みを進め、権利擁護に関する組織的な対応の強化を図ります。

(エ) 利用者満足度調査、利用者及び保証人との定期的な面談、自己評価等を通して、サービスの質の向上についての組織的な取組みのための仕組みづくりを行います。

(オ) 法令に基づき感染症対策委員会の設置等、新型コロナウイルスをはじめとした感染症等への予防に関する組織的な取組みの強化を図ります。

イ 地域福祉の増進

- (ア) ニーズ把握を目的とした調査等を進め、施設の機能、職員の専門性を生かした地域貢献活動について検討し、地域の福祉ニーズに応える取組みを行います。
 - (イ) 潜在的な利用者等に対する周知のため、広報活動の充実に取り組み、けやき荘に対する理解の促進に努めます。
- ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり
- 専門性の向上のための調査研究等人材育成についての組織的な活動について検討し、研修等教育機会の確保に努めます。
- エ 社会からの信頼を得られる安定した経営
- 施設・設備の老朽化への対応の一環として、定期的な設備点検を実施し、盛岡市担当課と協議を行うなど、修繕等に関する必要な対応を行います。

4 地域センター（老人福祉センター，児童館・児童センター，地区活動・地域交流活性化センター，老人憩いの家，世代交流センター）

(1) 理念

地域センターは，地域福祉推進の拠点として，児童の健全育成，老人福祉の向上，市民相互の交流及び市民福祉の増進を図りながら，市民に寄り添う思いやりと優しさのある施設を目指します。

(2) 第二次中長期経営計画【改定版】の検証

ア 評価

- (ア) 毎月，施設長会議を開催し，情報共有を図ったほか，地域センターの全職員を対象として，①研修及び親睦②施設相互の情報交換③施設に関する知識の普及啓発④関係機関との連絡調整の事業を行っている盛岡市社会福祉施設連絡協議会（社福連）と積極的に連携を図りました。また，老人福祉センターの利用者と児童センターの児童との交流を行いました。
- (イ) 指定管理第三者評価，モニタリング，施設運営課題の研究研修会，施設運営委員会，利用者懇談会，利用者アンケート等により，市民ニーズを的確に把握し，サービスの向上につなげる取組みを行いました。
- (ウ) 事務局に専任の発達障害児支援専門員を配置し，児童センターを利用する発達障がい児やその保護者への対応や支援，児童厚生員等への助言・指導などを行ったほか，保護者，関係機関等との連携強化を図るよう努めました。
- (エ) 利用児童数の多い児童センターにおいて，児童の安心・安全な居場所の確保及び健やかな成長と育成を図るため，臨時の児童厚生員を加配するなど，児童の健全育成の支援に努めました。
- (オ) 施設合同事業の企画及び開催並びに施設の PR 活動について，各施設で発行しているお便り等広報誌のカラー印刷化と写真の活用等を進め，見やすく利用者に喜ばれる PR 活動を行いました。
- (カ) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画による改修や新築移転等について，盛岡市と連携しながら，サービスの質の維持，向上を図っていくよう利用者等への対応を行いました。

イ 改善の方向性

- (ア) 地域センターにおいて，市民の平等な使用，サービスの質の担保・向上を図るためには，盛岡市社会福祉施設連絡協議会の役割は，極めて重要であることから，今後も研修会の開催等協議会と連携した取組みを継続していく必要があります。
- (イ) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画による老人福祉センターと各コミュニ

ティ地区内類似施設との集約化，児童センターの小学校等への機能移転など，利用環境が大きく変化することによる負の影響を最小のものとし，利用者へのサービスの質を維持できるよう，盛岡市との協議を重ね，対応していくことが重要です。

(3) 第三次中長期経営計画の取組み

ア 利用者主体の質の高い福祉サービスの提供

(ア) 市民の平等な使用，サービスの質の担保・向上のため，研修の充実を図ります。また，定期的な施設長会議の場において情報共有や共通認識の醸成を図り，法人全体でサービスの向上を目指す体制を整えます。

(イ) 児童センターにおける発達障がい児への対応について盛岡市と協議を継続するほか，事務局に専任の発達障害児支援専門員を配置し，児童厚生員等への継続的な助言・指導を行います。

イ 地域福祉の増進

盛岡市社会福祉施設連絡協議会と緊密に連携を図り，各地域におけるニーズや状況について把握し，地域に根差した地域センターの運営と取組みを進めます。

ウ 人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり

児童センターにおいて災害時や感染症発生時等に連絡のために使用する一斉メール配信システムの導入等業務の改善を進め，サービスの質の向上と生産性の向上を図り，働きやすい職場環境づくりに努めます。

エ 社会からの信頼を得られる安定した経営

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づく大規模改修工事による利用者対応などについて，盛岡市と連携して対応するとともに，老人福祉センターと各コミュニティ地区内類似施設との集約化，児童センターの小学校等への機能移転など，施設の在り方について盛岡市と十分な協議を行います。

第6 施設・事業所関係図

